平成20年度
保育所入所 児童を募集します

本宮市教育委員会では、平成20年４月に保育所に入所を希望するお子さんを募集します。

保育所とは・・・
保護者の方の就労や病気その他の理由により、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

第４保育所の子どもたち

◆対象児童
本宮市に住民登録のある、満１歳から５歳までの幼児（第２保育所・白沢保育所・幼児の家保育園は６カ月児から入所できます。）

◆入所基準
①昼間に家庭外で仕事をしていること。
②昼間に家庭内でお子さんと離れて、家事以外の仕事をしていること。
③妊娠中または出産後、間もないこと。
④病気やケガをしてお子さんの保育ができないこと。
⑤家庭で長期の病気にかかっている人などがいて、常時看護していること。
⑥地震、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。

◆保育料
児童の年齢や保護者、同居している方の世帯の所得税額または市民税額により決定されます。

◆入所申込
申込用紙は教育委員会幼保学校課と各保育所にありますので、あらかじめ必要事項を記入し、関係書類、就労証明書を添えて、受付日に提出してください。（源泉徴収票は後日、提出していただきます。）
なお、受付日に入所希望児童の面接を行いますので、お子さんと一緒においでください。
また、現在入所中で継続入所を希望される方は、各保育所より用紙を配付いたしますので、その用紙を提出してください。

◆受付期間・時間
11月26日(月)から
11月27日(火)まで
午前９時から午後３時まで

◆受付場所
本宮市役所２階　会議室
※都合により上記受付期間に来られない方は、11月28日(水)から30日(金)の午後５時まで各保育所で受付します。

◆その他
入所申込の状況等により、希望する保育所に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆保育所名・募集人員等

保育所名	募集予定人員	所在地	電話番号
第１保育所	約２５名	本宮字馬場27－1	３３－２４４６
第２保育所	約２５名	高木字大学80－1	３３－３７５０
第３保育所	約１０名	本宮字兼谷平116	３３－３８０４
第４保育所	約２５名	仁井田字瀬戸川40	３３－５６４４
白沢保育所	約２０名	糠沢字五味内211	４４－３１１７
もとみや幼児の家保育園	若干名	仁井田字桝形42－60	３４－３６４０

◆問い合わせ先
幼保学校課　幼保教育係
（☎内線２４７）

これからの農業
集落営農の組織化に向けた取り組み

本宮市の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化が進み、さらに後継者不足も加わり、適切な農作業の受託者や農地の借り受け者が見つからないことから耕作放棄地が増えつつあります。
さらに、米価の下落により農業経営の採算が合わない状況にあります。
そこで、これらの問題を解決する方法として、地域みんなで助け合いながら効率のよい農業経営を実現する、「集落営農」が勧められています。今月号では、集落営農の組織化に向けた取り組みなどをお知らせします。

「集落営農」の組織化に向けて
現在、市では集落営農の組織化に向けて、安達農業普及所やみちのく安達農業協同組合との連携を深め、取り組みを強化しているところです。
具体的には、国が平成19年度から実施した品目横断的経営安定対策や、集落営農の説明会を昨年１月より各農事組合ごとに開催してきました。

３つの集落営農組織に準ずる営農団体が組織
その後各地区では、「地区の農業を考える会」が設立されてきました。
地区の農業を考える会では、アンケート調査やアイディア募集、さらには農業機械の保有状況や経営形態を調査し、これらの結果を基にそれぞれの地区にあった将来の構想「農業ビジョン」を作成しました。
その内容は、農地や作業を引き受けてくれる組織の設立を強く望むものであったため、平成19年には次の団体が集落営農組織に準ずる営農団体として設立されています。
・青田農地利用調整協議会（平成19年２月設立）
・糠沢営農組合（平成19年６月設立）
今回、今年９月に新たに設立された、『荒井の農地を守ろう会』の設立の経過と、設立総会の内容をご紹介します。

『荒井の農地を守ろう会』が設立

これまで、高齢化や後継者不足などによる農業経営問題で検討を重ねてきた「荒井地区の農業を考える会」は、経営存続ができなくなった農地や農作業を引き受ける受け皿として、『荒井の農地を守ろう会』を設立しました。
設立総会は、９月26日に荒井地区公民館で農業経営者の皆さんや、佐藤嘉重本宮市長、ＪＡみちのく安達代表理事組合長らが出席して行われました。

これからの農業「地区の農地は自分たちで守る」
これからの農業は、「地区の農地は自分たちで守る」という強い意志で、みんなで納得を得るまで検討して、その結論に従って行動し、その結果もみんなで受け止め、さらに上を目指していくという形になってきています。
そして、農地を営農組織に貸し出しする場合も、一切農業から離れるのではなく、取り決めによっては、小作業はその後も自分で行え、生涯現役として生きがいを持って農業に携わっていくこともできます。
なお、今後は未組織地域への働きかけを計画的に進めます。
また、現在設立されている３つの組織は、どれも任意組織であることから、効率の良い経営や税制面からもより適切である法人化に向けた働きかけを勧めていきます。

◆問い合わせ先
農政課　農政係
（☎内線１５５）